

次世代オープンイノベーション事業 公募要領

令和 8 年 6 月
文 部 科 学 省

目 次

1. 事業趣旨	3
(1) 背景	3
(2) 目的	3
2. 応募について	4
(1) 応募対象	4
(2) 応募要件	5
(3) 採択予定件数	7
(4) 支援期間及び評価	7
(5) 補助対象経費	8
(6) 関連施策との関係	8
(7) 申請主体の学内等資源の活用	8
3. 申請方法	9
(1) 申請の単位	9
(2) 申請者	9
(3) 申請内容	9
(4) 申請方法	9
4. 審査方法等	10
(1) 審査方法	10
(2) 審査基準	10
5. 公募期間等スケジュール	11
6. 留意事項	11
(1) 補助金交付等の手続きについて	11
(2) 申請書類の取扱い	11
(3) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保	12
(4) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)	12
(5) 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について	13
(6) 繰越について	14
(7) 費目間流用について	14
7. 問い合わせ先	14

1. 事業趣旨

(1) 背景

政府が令和4年に策定した「スタートアップ育成5か年計画」においては、スタートアップへの投資額を令和9年度に10兆円規模（※令和7年度実績：約7,600億円）とすることを目標に、オープンイノベーションの推進が柱の一つとして定められているが、スタートアップの時価総額や、これまでのユニコーン企業の創出数、スタートアップへの投資額等の各種指標からも、我が国は米国や中国等の諸外国に後れを取っているのが現状である。またオープンイノベーションの手法の一つであるM&Aは、米国等と比較して件数や資金規模が乏しく、スタートアップの出口戦略の多様化も求められている。なかでも大学等発スタートアップは、大学の高度な学術研究や基礎的な研究開発の成果を活用して社会的価値を創出することで大きな社会的・経済的インパクトを生み出すことが見込まれる一方、長期にわたり大規模な研究開発や設備投資が必要であることや、新たな市場や販路の開拓等が必要であること等の事業化リスクの高さから、これまで我が国において飛躍的な成長を遂げた大学発スタートアップは限られており、既存の企業等との協業等を通じた大規模なリソース（豊富な資金・人材、生産・量産技術、グローバル市場を含む販路・顧客等）を活用していくことが不可欠である。

こうした中、近年、国内の民間企業のオープンイノベーションの取組が加速しつつあり、例えば、スタートアップが一時的に大企業の傘下に加わり上場を目指す「スイングバイIPO」等、スタートアップと既存の企業等が協業して両者の事業成長を図る新たな成長モデルが生まれている。また大学においても、「オープンイノベーション機構の整備事業」（平成30～令和5年度）を通じて、企業との「組織」対「組織」の大型共同研究を実施する基盤が大学に構築され、研究成果を社会的価値に転換するための産学連携やオープンイノベーションの取組が進展している。近年では大学等発スタートアップを活用した、より早期かつ大規模な価値創出に向けて「大学発新産業創出基金事業」（令和5年度～）による大学発スタートアップ創出のための研究開発や起業支援体制の強化等が図られている。さらに「次世代型オープンイノベーションのモデル形成事業」（令和7年度）では、創業後のスタートアップの成長を加速させるため、スタートアップと事業会社^(*)との協業によるオープンイノベーション等を通じた大学等によるスタートアップの成長支援モデルの構築に向けた取組を開始したところである。

創業後も長期にわたり事業化リスクを有する大学発スタートアップに対し、大学の持つ有形・無形の知的資産を最大限活用し、リスク低減と成長支援等を行うことにより、大学の役割の一つである研究成果の社会実装（市場への普及等）を成し遂げ、エクイティやライセンスフィー等の新たな財源を得ていくことは、今後ますます重要となる。

(*1) 以後「事業会社」は、既存の大企業や中小企業等、スタートアップの協業先となりうる株式会社等を指すものとする。

(2) 目的

本事業では、国内外の研究機関や事業会社等との幅広いネットワーク、中立性に基づくハブ機能・異分野共創機能、科学的裏付けに基づく目利き力など、これら大学の強みを最大限活用し、スタート

アップと事業会社の協業によるオープンイノベーションを通じて、従来型のスタートアップ創出支援の枠を超えた新たなスタートアップの成長支援に取り組む大学等を支援する。適切な権限を付与されたプロジェクトリーダーの下、スタートアップを産業界や金融界等へ接続し、スタートアップの成長を強力に推進する体制を大学等に構築する。

本事業を通じて、スタートアップ、事業会社、金融機関など、スタートアップに関係する各ステークホルダーや、スタートアップの経営や支援に係る人材、資金等を大学等に惹きつけるための事業ブランド（次世代オープンイノベーション事業のブランド）の構築を目指す。事業ブランドの構築を通じて大学等に人材・資金等が還流し、大学等の研究力の向上や次なる有望なスタートアップの創出に繋がる好循環が生み出されることを期待する。

2. 応募について

(1) 応募対象

本公募の対象は、以下に示す「代表機関」による提案とし、必要に応じて「連携機関」を含めた提案とすることが可能である。ただし、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第71条の規定に該当する者及び文部科学省から取引停止の措置を受けている期間中の者は除く。

(ア) 代表機関

代表機関は、以下のいずれかに該当するものとする。

- ① 国公立大学（学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条第2項に規定する国立学校、公立学校及び私立学校（学校法人が設置する学校に限る。）である大学）
- ② 大学共同利用機関
- ③ ①・②に掲げる国公立大学又は大学共同利用機関の設置者が100%出資する完全子会社（以下、「出資会社」という。）

上記のほか、①・②に掲げる国公立大学又は大学共同利用機関の設置者も、代表機関となることができる。

なお、出資会社が代表機関となる場合には、親法人である国立大学法人等が連携機関として参画することを必須とする。

(イ) 連携機関

連携機関は、本事業に代表機関の下に参画し、スタートアップの成長支援を代表機関と連携して実施する機関とする。大学等や出資会社であることは問わず、スタートアップや事業会社等も連携機関として参画することができる。

なお、本事業の予算を連携機関に配分することは可能であるが、ガバナンスに十分配慮し、資金配分は代表機関から見て真に必要と認められる範囲に限るものとする。

(2) 応募要件

(ア) 重点支援対象のスタートアップの選定

特定のスタートアップの重点支援によりフラッグシップとなる成功事例を創出するとの観点から、重点支援先のスタートアップを選定し、申請書の中にその選定理由（成長が望める理由等）を明記すること。なお、本事業において支援する対象は、自大学等の研究成果を活用するスタートアップとする（申請機関が出資会社の場合は、親法人である国立大学法人等の研究成果を活用するスタートアップとする）。

(イ) 事業ブランド

本事業は、スタートアップの成長支援を通じて、ステークホルダー（VCを含む金融機関、スタートアップ、事業会社等）の多様なニーズに即した価値提供を行うことで、大学等によるスタートアップ成長支援に対する認知および理解を深化させ、結果として、ステークホルダーから自律的・継続的に連携を求められる事業ブランドの確立を目的とする。このため、補助事業の終了後を見据え、各ステークホルダーの認知・理解をどのような状態へと変化させることを目指すのか、また、その変化を通じて最終的に大学等に対し、どのような具体的な行動を誘発したいのかについて提案を行うこと。

(ウ) 成長支援機能

表1「成長支援機能」に示す各小項目はすべて必須項目とする。さらに、成長支援機能のうち、特に重点的に実施する取組を提案内容に含めること。重点的に実施する取組は、原則表1に示す小項目から選定すること。ただし、表1に記載のない独自の成長支援機能を重点的に実施する取組として提案することは可能とする。

提案においては、重点支援先スタートアップに対する各成長支援の内容をそれぞれ具体的に示すこと。

表1 成長支援機能

成長支援機能 (大項目)	成長支援機能 (小項目)	取組内容の例
(1) オープン イノベーション	(1) — 1 事業会社との連携・ 協業	✓ スタートアップや事業会社が有する強みや課題を把握し、単なる下請関係では無く、両者が win-win となる協業関係を築くための支援を行う等 ✓ スタートアップと事業会社の文化・スピード感の違いを理解した上で、両者の考え方の乖離を埋め、両者に共通目標を設定する等 ✓ 産学連携部門や、共同研究先とのネットワーク等の学内資源も最大限に活用して取組を進める等
	(1) — 2 トップダウンによる	✓ 大学執行部（役員等）が事業会社とのマッチングに関与する等

	マッチングアレンジ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大型の包括連携協定等の「組織」対「組織」の関係性を活用し、事業会社等の経営層とのマッチングをアレンジする等
(2) 経営支援	(2) - 1 グローバル展開 支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 海外の展示会やアクセラレーションプログラムへの派遣に留まらず、海外マーケット開拓や海外展開を見据えたチームアップ等の先進的かつ効果的なグローバル展開支援を行う等 ✓ 研究・教育の観点（海外大学とのMOU、留学生の受入等）も含め、大学が有するグローバルネットワークも最大限に活用する等
	(2) - 2 ディープテック 経営支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学発スタートアップの起業に携わった経験を有する者（起業家・投資家等）による経営支援を行う等 ✓ 知財・法務・会計等の専門家による経営相談を行う等 ✓ アルumni等を活用した人的ネットワークの構築・活用により経営支援を行う等
	(2) - 3 資金調達支援	<ul style="list-style-type: none"> ✓ VC/CVC、メガバンク、地方銀行等の金融機関とスタートアップのマッチングを支援する等 ✓ スタートアップの資本政策の最適化を目的として、エクイティに限らずデットやベンチャーデットの活用も視野に入れて取組を進める等 ✓ 公的資金の獲得を支援する等
	(2) - 4 人的ネットワークの 活用	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 産学連携部門や共同研究先とのネットワーク等による国内外の事業会社のビジネス人材や技術人材、研究者・卒業生等の学内資源も最大限に活用して、スタートアップの人材支援を行う等
	(2) - 5 自治体とのマッチン グ	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 自治体が有する実証実験の場の提供や、自治体による公共調達を目的に、スタートアップと自治体のマッチングを支援する等 ✓ 大学と連携協定等を締結している自治体とのネットワークも最大限に活用して取組を進める等
(3) 技術支援	(3) - 1 技術協力	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の知的財産の提供や異分野共創等を通じて、スタートアップが有する技術の価値向上を目指す等
	(3) - 2 共同研究	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の中立性を活かした、スタートアップ・事業会社・大学による三者の共同研究開発体制の組成や、事業会社との協業に繋げることを目標としたスタートアップ・大学の共同研究の支援を実施する等

	(3) — 3 施設・設備の貸与 (利便性の向上)	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学が保有する研究施設やインキュベーション施設、先進的な研究設備等を、対価を優遇してスタートアップへ貸与する等 ✓ 産学連携部門が保有する施設・設備に留まらず、全学的な支援体制を構築する等
--	---------------------------------	---

(エ) 実施体制

実施体制の構築にあたっては以下の①～③に留意すること。

① プロジェクトリーダーを代表機関に1人配置すること（兼務可）

② プロジェクトリーダーが統括してマネジメントできる体制であること

③ 各機関が担う分野・役割が、それぞれの強み・特色に照らして適切なものとなっていること

なお、プロジェクトリーダーは、情熱やリーダーシップ、固定観念にとらわれず客観的に物事を捉える資質に加えて、スタートアップの起業経験または支援経験等を有し、様々なステークホルダーを巻き込んでダイナミックに活動することが望まれる。また、代表機関の長はプロジェクトリーダーに権限を付与してバックアップし、リーダーシップを委ねることが望まれる。また、組織内外における連携・協力の獲得にあたっては、代表機関の長がオーナーシップを発揮して組織的な支援を行うことが望まれる。

(オ) その他

事業実施期間中に、重点支援先スタートアップやプロジェクトリーダーの変更等、重要な計画変更が生じる場合は、事前に文部科学省に相談すること。

(3) 採択予定件数

本公募において採択件数は3件程度を予定している。ただし、申請状況、申請内容等を勘案した結果、予定件数に限らない場合がある。

(4) 支援期間及び評価

(ア) 支援期間

支援期間は最長5年間とし、支援開始3年目に中間評価を実施する。なお、支援予定期間は、各年度の予算措置の状況によるため、最長5年間の支援を約束するものではない。

また、中間評価の結果に応じて予算配分の減額などの計画の変更、取組の中止等の見直しを行う。

(イ) 文部科学省等による継続的支援

文部科学省では、採択機関に対して継続的な進捗管理を行うため、有識者からなる会議において、採択機関のマネジメント体制の構築や資金調達計画等に関して助言を行う。採択後は、有識者会議などがサイトビジット等を行う。また、必要に応じて事業の効果的な推進を目的に、採択機関（代表機関及び連携機関）を対象とした勉強会やワークショップ等を実施する場合がある。

年度ごとに、採択大学等における進捗を踏まえ、計画の達成に向けた大学等の活動を総合的に評

価・勘案し、支援期間の変更も含め、必要に応じて支援額等に反映させる予定である。

(5) 補助対象経費

(ア) 経費

本事業における1採択件数当たりの補助金交付額は年間4千9百万円を上限とする。なお、補助金の交付については概算払いが可能である。

(イ) 経費の範囲

補助対象となる経費は、設備備品費・人件費・事業実施費である^(*2)。それぞれの費目詳細は、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金取扱要領」（平成22年2月1日科学技術・学術政策局長研究振興局長 決定。以下、「取扱要領」という。）を確認すること。

また、補助金の額の確定は、代表機関及び予算配分を受ける連携機関の全てにおいて行うことになる。詳細は取扱要領を参照すること。

(*2) 次の①～⑩に該当する経費は、補助対象とはならない。

- ① 国立大学法人、学校法人等においては、運営費交付金、私学助成の補助対象者の人件費
- ② 酒類や講演者の慰労会、懇親会等の経費（ただし、本事業として行われる国際会議や国際シンポジウムに不可欠なものとして開催されるレセプション等に必要な経費には使用できません。）
- ③ 本事業の遂行中に発生した事故・災害の処理のための経費（訴訟経費を含む。）
- ④ 建物等施設の建設や不動産取得に関する経費
- ⑤ 代表機関・連携機関の施設使用に関する経費
- ⑥ 共同研究に参画する研究者の代替要員の雇用に係る経費
- ⑦ 共同研究に参画する研究者への研究費支給に係る経費
- ⑧ 机、いす、複写機等、代表機関・連携機関で通常備えるべき物品を購入するための経費
- ⑨ スタートアップ等への出融資
- ⑩ その他本事業の遂行に関連のない経費

(6) 関連施策との関係

申請機関が属する大学が国際卓越研究大学に認定されている場合、又は本事業の補助期間中に実施機関が属する大学が国際卓越研究大学に新たに認定される場合、当該大学の国際卓越研究大学研究等体制強化計画に記載され助成の対象となる取組と本事業の取組で重複が生じないように支援する。具体的には、重複する部分については本事業からの補助は行わず、重複しない部分についてのみ本事業から支援することとする。

(7) 申請主体の学内等資源の活用

本事業の事業遂行においては、代表機関及び連携機関は学内等資源を活用することを前提としている。学内等資源は、補助事業の遂行を補完する人件費や物件費等とする。

支援期間終了後は、支援期間中に構築した自大学等のブランドと学内等資源を活用し、スタートアップの成長支援をより活発に継続していくことが望まれる。

(学内等資源の具体例)

学内等からの現物供与等(学内施設のスペースの提供/拠出、支援人材の人件費負担を含む)、競争的資金等における間接経費や寄付金等

3. 申請方法

本事業への申請にあたっては、以下の方法に従うこと。

(1) 申請の単位

本事業の代表機関としての申請は1機関につき1申請までとする。代表機関がその他の提案の連携機関になること及び1機関が複数の連携機関に参画することは可能であるが、機関内で役割が重複しないように適切に業務を管理することを条件とする。

(2) 申請者

申請者は、大学等の理事以上とする。また、出資会社の場合は、代表取締役とする。

(3) 申請内容

申請内容には以下のことを示すこと。

- ① スタートアップ成長支援を通じたブランド戦略
- ② スケジュール
- ③ 実施体制
- ④ 予算計画

申請様式は文部科学省ホームページからダウンロードし、申請様式中に記載されている注意事項を確認しながら作成すること。

(4) 申請方法

申請書を指定のURLにより、件名を「(代表機関名)次世代オープンイノベーション事業公募申請書類」としたうえで、提出期限までに提出すること。(電子データの容量が大きいなどの理由により送付が困難な場合は、事前に「8. 問い合わせ先」へ連絡すること。)

なお、審査上の指摘等によって申請内容を変更する必要がある場合は、申請書類の補正を認めることとする。

- 提出先URL：<https://forms.cloud.microsoft/r/78hK9kBZxr>

4. 審査方法等

(1) 審査方法

有識者により構成される審査委員会を設置し、書面審査等を踏まえて採択候補を絞り込んだのち、面接審査（プロジェクトリーダーの人物評価を含む。7月下旬から8月中旬予定）により総合的な審査を行う。面接審査においては、必ず、プロジェクトリーダーの候補者が出席すること。

なお、最終的な採択候補に対しては、審査会での意見等を踏まえ、必要に応じて申請内容（プロジェクトリーダー等の人選を含む）の見直しを行っていただく場合がある。

(2) 審査基準

本事業では、以下の①～⑤の5つの項目について審査する。また、①～⑤に関し、本事業の趣旨から最適な内容となっていない場合は、必要に応じて事業開始後（初年度）に詳細に検討、構築できるかを考慮して総合的に審査する。

① 事業ブランド戦略

- ・ スタートアップ・事業会社・金融機関等のステークホルダーから、スタートアップの成長を強力に推し進める場として認知・理解され、積極的に連携を求められるような事業ブランドの構築が期待できるか。
- ・ 教職員等の意識が、スタートアップの創出までではなく、スタートアップの成長を見据えた視点に切り替わる構想になっているか。

② スタートアップ成長支援機能

- ・ 重点的に実施する成長支援が特色や強みを生かした効果的なものになっているか。
- ・ スタートアップの急成長が見込まれる支援内容になっているか。
- ・ グローバルに勝てるスタートアップに育成できるか。
- ・ 必須項目すべての成長支援機能が盛り込まれているか。
- ・ 設定しているKPIの項目及び数値は妥当か。
- ・ 重点支援先のスタートアップは適切か。

③ 実施体制

- ・ プロジェクトリーダーが事業推進に必要な資質、経験、熱意を備えているか。
- ・ プロジェクトリーダーに所属する機関から権限やコミットを十分に与えられているか。
- ・ 全体計画を推進するための実施・連携体制として十分なものとなっているか。代表機関が事業推進に適切な体制を構築できるか。

④ 制度・体制改革

- ・ 全組織的かつ持続的な取組になっているか。
- ・ 学内等制度をスタートアップのニーズに柔軟に対応できるものに変革または創設しているか。

⑤ 各年度の計画

- ・ 各年度の予算計画（5年間）は、学内等資源や外部資金の活用を含めて妥当か。
- ・ 申請経費は具体的かつ必要なものとなっているか。

5. 公募期間等スケジュール

本事業の公募申請の期間、及び今後のスケジュールについては以下のとおり。

1. 募集開始 令和8年6月9日（火）
2. 公募説明会 令和8年6月16日（火）
3. 募集締切 令和8年7月8日（水） 17時
4. 審査 令和8年7月～8月（予定）
 - 書面審査 7月中旬～7月下旬
 - 面接審査 7月下旬～8月下旬
5. 審査結果発表 令和8年9月中旬（予定）
6. 事業開始 令和8年10月1日（予定）

6. 留意事項

（1）補助金交付等の手続きについて

本公募申請における採択大学等の補助対象機関への補助金交付等については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）及び同法施行令（昭和30年政令第255号）、「地域産学官連携科学技術振興事業費補助金交付要綱」（平成22年2月1日文科科学大臣決定）、「取扱要領」に基づき行う。

（2）申請書類の取扱い

提出された申請書類について、本公募要領に従っていない場合や不備がある場合、差し替えや訂正は認めない。申請書類に、審査における判断の根本に関わるような重大な誤りや虚偽の記載、記載漏れ等があった場合、審査対象とされないこともある。また、採択後においても、採択が取り消されることがある。

なお、本公募要領に基づきご提出いただいた申請書類等については、採択大学等の評価等に係る必要な情報を収集する観点から、文部科学省が行う本事業に係る下記業務委託（仮称）の受託機関へ提供する。受託機関が、申請書類等のみでは調査内容が不十分と判断した場合は、各大学等へのヒアリング等を実施することになる。なお、書類申請内容に関して守秘義務が遵守されるが、受託機関への提供が困難な情報が申請内容に含まれている場合は、その旨と提供すべきでない内容について、「8. 問い合わせ先」まで連絡すること。

※本事業に係る業務委託

- ・次世代オープンイノベーションの分析及び普及展開等に関する調査（仮称）

(3) 研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保

我が国の科学技術・イノベーション創出の振興のためには、オープンサイエンスを大原則とし、多様なパートナーとの国際共同研究を今後とも強力に推進していく必要がある。同時に、近年、研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクにより、開放性、透明性といった研究環境の基盤となる価値が損なわれる懸念や研究者が意図せず利益相反・責務相反に陥る危険性が指摘されており、こうした中、我が国として国際的に信頼性のある研究環境を構築することが、研究環境の基盤となる価値を守りつつ、必要な国際協力及び国際交流を進めていくために不可欠となっている。

そのため、大学・研究機関等においては、「研究活動の国際化、オープン化に伴う新たなリスクに対する研究インテグリティの確保に係る対応方針について（令和3年4月27日 統合イノベーション戦略推進会議決定）」を踏まえ、利益相反・責務相反をはじめ関係の規程及び管理体制を整備し、研究者及び大学・研究機関等における研究の健全性・公正性（研究インテグリティ）を自律的に確保していただくことが重要である。

かかる観点から所属機関としての規程の整備状況及び情報の把握・管理の状況について、必要に応じて所属機関に照会を行うことがある。

(4) 安全保障貿易管理について(海外への技術漏洩への対処)

研究機関では多くの最先端技術が研究されており、特に大学では国際化によって留学生や外国人研究者が増加する等により、先端技術や研究用資材・機材等が流出し、兵器等の開発・製造等に悪用される危険性が高まってきている。そのため、研究機関が当該事業を含む各種研究活動を行うにあたっては、軍事的に転用されるおそれのある研究成果等が、兵器等の開発者やテロリスト集団など、懸念活動を行うおそれのある者に渡らないよう、研究機関による組織的な対応が求められる。

日本では、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）（以下「外為法」という。）に基づき輸出規制^{※1}が行われている。したがって、外為法で規制されている貨物や技術を輸出(提供)しようとする場合は、原則として、経済産業大臣の許可を受ける必要がある。外為法をはじめ、国の法令・指針・通達等を遵守すること。関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、法令上の処分・罰則に加えて、研究費等の配分の停止や、研究費等の配分決定を取り消すことがある。

※1 現在、我が国の安全保障輸出管理制度は、国際合意等に基づき、主に①炭素繊維や数値制御工作機械などある一定以上のスペック・機能を持つ貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合に、原則として、経済産業大臣の許可が必要となる制度（リスト規制）と②リスト規制に該当しない貨物（技術）を輸出（提供）しようとする場合で、一定の要件（用途要件・需要者要件又はインフォーム要件）を満たした場合に、経済産業大臣の許可を必要とする制度（キャッチオール規制）の2つから成り立っている。

貨物の輸出だけでなく技術提供も外為法の規制対象となる。リスト規制技術を非居住者（特定

類型^{※2}に該当する居住者を含む。)に提供する場合や、外国において提供する場合には、その提供に際して事前の許可が必要である。技術提供には、設計図・仕様書・マニュアル・試料・試作品などの技術情報を、紙・メールやCD・DVD・USBメモリなどの記憶媒体で提供することはもちろんのこと、技術指導や技能訓練などを通じた作業知識の提供やセミナーでの技術支援なども含まれる。

また、外国からの留学生の受入れや、共同研究等の活動の中にも、外為法の規制対象となり得る技術のやりとりが多く含まれる場合がある。本補助事業を通じて取得した技術等を提供しようとする場合、又は本補助事業の活用により既に保有している技術等を提供しようとする場合についても、規制対象となる場合があるので留意すること。

加えて、外国政府から留学資金の提供を受けている学生等は、居住者であっても特定類型に該当する居住者として外為法上の輸出管理の対象となる可能性があることから、留学生の奨学金の受給状況等について、受入れ機関が適切に把握する必要があることについても留意すること。

※2 非居住者の影響を強く受けている居住者の類型のことを言い、「外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について」1.(3)サ①～③に規定する特定類型を指す。

経済産業省等のウェブサイトで、安全保障貿易管理の詳細が公開されています。詳しくは以下を参照すること。

○ 経済産業省：安全保障貿易管理(全般)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/>

○ 経済産業省：安全保障貿易管理ハンドブック

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/seminer/shiryo/handbook.pdf>

○ 一般財団法人安全保障貿易情報センター

<https://www.cistec.or.jp/index.html>

○ 安全保障貿易に係る機微技術管理ガイダンス(大学・研究機関用)

<https://www.meti.go.jp/policy/anpo/daigaku/guidance5.pdf>

○ 外国為替及び外国貿易法第25条第1項及び外国為替令第17条第2項から第4項までの規定に基づき許可を要する技術を提供する取引又は行為について

https://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/tutatu/t10kaisei/ekimu_tutatu.pdf

(5) 国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について

国際連合安全保障理事会決議の厳格な実施については、「国際連合安全保障理事会決議第2321号の厳格な実施について」(令和6年6月25日付文部科学省大臣官房国際課事務連絡)において依頼しているところであるが、特に、決議第2321号主文11においては、原則として「北朝鮮により公式に後援され又は北朝鮮を代表している個人又は団体が関係する科学技術協力を停止する」こととされている。

多国間の国際的な共著論文を執筆する場合においては、貴機関所属の研究者と北朝鮮の研究者に

直接の協力関係が無い場合でも、意図せず共著となる可能性もあることから、原稿執筆段階や投稿前における確認の徹底等、適切に対応すること。

安保理決議第2321号については、以下を参照すること。

○ 外務省：国際連合安全保障理事会決議第2321号 和訳（外務省告示第463号（平成28年12月9日発行））

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000211409.pdf>

（6）繰越について

事業の進捗に伴い、試験研究に際しての事前調査又は研究方式の決定の困難、計画に関する諸条件、資材の入手難その他のやむを得ない事由により、年度内に事業を完了することが期し難い場合には、財務大臣の承認を経て、最長翌年度末までの繰越を認める場合がある。

（7）費目間流用について

設備備品費・人件費・事業実施費間の費目間流用については、文部科学省の承認を経ずに流用可能な範囲を、交付決定額の30%以内とする。詳細は取扱要領を参照すること。

7. 問い合わせ先

文部科学省 産業連携・地域振興課 産業連携推進室

住所：〒100-8959 東京都千代田区霞が関3-2-2

中央合同庁舎第7号館東館15階

電話：03-6734-6591（平日の9時30分から18時15分まで）

E-mail：kengijut@mext.go.jp